

平成元年3月10日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

老人医療費等の受給資格を住民マスターにより確認するための  
端末機の設置について（答申）

平成元年3月7日付藤市健第581号をもって諮問された、老人医療費等の受給資格を住民マスターにより確認するための端末機の設置について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条による、コンピュータ利用（端末機の設置）を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、老人医療費等の受給資格を住民マスターにより確認するための端末機の必要性は次のとおりである。

- ・ 老人医療、障害者医療、乳児医療等の受給者証の発行は、本人申請にもとづき発行しているものであるが、申請書の内容審査の過程で住民基本台帳の基本事項及び国民健康保険加入状況の確認が必要である。
- ・ 現状では、その都度住民基本台帳を管理している市民窓口センターに出向き、調査することから相当の時間を要している。
- ・ 高齢化社会の中で、申請件数は年々増加しており、現行の事務処理では対応しきれなくなっている。
- ・ そのため、端末機を設置することにより、その場での対応が可能となり、市民サービスの向上、事務の効率化、窓口電話対応の迅速化が図られる。

3 審議会の判断理由

- ・ 端末機設置の必要性

- ① 本人の申請が原則となっているので、申請内容を審査することが必要であり、その審査には住民基本台帳との照合を要すると認められる。
  - ② 年々申請が増加している状況から、その都度市民窓口センターに出向くことは不効率であり、市民サービスを向上させるとの観点から端末機を設置して申請を即時に処理し、迅速に受給者証を発行することが可能となるので、端末機を設置する必要性が認められる。
- ・ 利用する情報の範囲  
利用する情報は、住民基本台帳の基本項目及び国民健康保険の加入状況の項目に限られ、各医療費等受給者証交付の際の必要最小限の項目であると認められる。
  - ・ 安全対策  
市民健康課医療給付担当職員のうち窓口を担当する6名が端末機を操作すること及び各人にそれぞれパスワードを設けた上でその操作を規制する方策をとっているため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。
  - ・ 以上のことから、老人医療費等の受給資格を住民マスターにより確認するための端末機設置を認めるものである。

以 上